

## パソコンの使用に関する遵守事項

(目的)

第1条 本要領は、宮崎県林業構造改善協議会（以下「協議会」という。）が貸出するパソコン（ソフトウェア及び周辺機器を含む。以下「パソコン」という。）の使用にあたり、遵守すべき事項等について定める。

(適用範囲)

第2条 協議会が貸出したパソコンを使用する者（以下「利用者」という。）に適用する。

(遵守事項)

第3条 利用者は、パソコンの使用について、次に掲げる事項を誠実に遵守しなければならない。

- (1) パソコンを丁寧に使用し、破損、紛失、盗難等の事態が生じないようにすること
- (2) 不正アクセス行為の禁止等の関係法令、著作権法その他の関係法令及び協議会規約をはじめとする協議会の諸規則を遵守すること

(禁止事項)

第4条 利用者は、次に掲げる事項を行ってはならない。

- (1) パソコンを協議会に届け出た使用目的以外の目的で使用すること（私用でのインターネットの閲覧及び電子メールの送受信を含む。）
- (2) パソコンを協議会の許可を得ることなく届け出た使用場所以外で使用するこ  
と、または、会員以外の者に使用させること
- (3) パソコンに保存されたデータ（送受信した電子メールを含む。）を、協議会  
の許可なく協議会外に持ち出し（電子メールによる転送を含む。）使用し若しく  
は消去し、または、業務上の必要性がないのに第三者に閲覧させ若しくは提供す  
ること
- (4) 協議会の許可を得ることなく、パソコンのシステムを変更すること
- (5) 協議会の許可を得ることなく、パソコンの本体につき増設、改造もしくは分  
解したり、接続環境の変更をすること
- (6) 協議会が保有または利用権を有しているソフトウェアを複製すること
- (7) 協議会の許可を得ることなく、USBメモリー等の記憶媒体を使用すること  
(パスワードの管理)

第5条 利用者は、パソコンの使用に必要なID及びパスワードの管理を、責任をもつて行い、故意・過失を問わず、それらを第三者に漏洩してはならない。

(データの利用)

第6条 利用者は、協議会の業務を遂行するために必要な範囲内において、協議会が作成するデータを利用することが出来る。ただし、協議会が特定の職員にのみ開示することとしたものについてはこの限りではない。

(データの管理)

第7条 利用者は、協議会内のデータが協議会外に漏洩しないよう細心の注意を払うとともに、その秘匿性に依じて、データが保存されたファイルにパスワードを設定する等、適切な方法で管理しなければならない。

(モニタリング等)

第8条 協議会は、利用者の同意がなくとも、パソコンに保存された全てのデータ（送受信した電子メールを含む。）の内容を確認し、パソコン及びパソコンに保存されたデータ（送受信した電子メールを含む。）を協議会の管理下におくことができる。

(報告)

第9条 利用者は、次に掲げる場合には、直ちに協議会に報告し、その指示に従わなければならない。

- (1) パソコンを破損、紛失したとき、または盗難の被害に遭ったとき
- (2) パスワードが第三者に洩れた可能性があるとき
- (3) パソコンが正常に作動しなくなったとき
- (4) データの改竄・抹消、不正使用、無権限者のアクセス、ウィルスの侵入等、または、それらのおそれのある事実を発見したとき

## 附 則

- 1 この要領は、令和4年11月1日から施行する。

様式第1号（第10条関係）

パソコン等の貸出品の使用および機密保持に関する

誓約書

私は、以下貸出品をパソコンの使用に関する遵守事項を厳守して使用することをお誓い致します。

1. パソコン 1式（機種・品番 ）

令和 年 月 日

住 所

事業者名  
代表者名

印

以 上